

議案 85 号 修正案 提案理由

議案第 85 号 鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対して、市立体育館電灯使用料では競技場の使用面積がその床面積の 2 分の 1 を超える場合の区分に、JIS スポーツ照明基準に対応した「4 分の 1 点灯」を追加し、その 1 時間当たりの使用料として「1,000 円」とすることと、冷暖房設備使用料について 1 時間当たりの使用料を「3,300 円」とする修正提案するものです。

(1) 電灯使用料に関して

- ① JIS Z 9127 におけるスポーツ照明基準が 3 区分【参考 1】とされていることを参酌して、全面使用に関して、それに対応する使用料 4 分の 1 を設定し、その使用料を 1,000 円とする【資料 1】。
- ② 照明設定は 10 パターンであることから、全面使用を優先として設定する【資料 1】。
- ③ 全面使用に 4 分の 1 を導入することで、ジュニアスポーツをはじめとした市内スポーツ大会などで利用しやすくなり、将来的な対応もしやすくなることが期待できる。
- ④ 全面使用に 4 分の 1 を導入することで利用しやすくなり、天候や時間による使用料の変動をなくすることができる。

【参考 1】 JIS Z 9127 スポーツ照明基準：屋内での球技（ハンド、バスケ、バレー、卓球等）

○運動競技の区分		維持照度
I	観客のいる国際、国内、地域全体又は特定地域における最高水準の運動競技会。最高水準のトレーニング。	750lx
II	観客のいる地域全体又は特定地域における一般的な運動競技会。高水準のトレーニング。	500lx
III	観客のいない特定地域の運動競技会、学校体育又はレクリエーション活動。一般のトレーニング。	200～300lx

※ 200ルクスは、バレーやバスケなど大きなボールを使う球技、300ルクスは卓球やバドミントンなど小さなものを扱う競技。

※ 300ルクスは、学校における教室や屋内運動場の照度基準でもある。屋内運動場は、「運動場及び競技場その 1、その 2」の運動競技の区分Ⅲに準じるものになっている。

【資料 1】 照明設定パターンと使用料について

修正案				
照度 範囲		100 750lx	1/2 500lx	1/4 300lx
全面		● 4,000円	● 2,000円	● 1,000円
2/3	東中	—		
	東西	—		
	中西	—		
1/2	東	● 2,000円	● 1,000円	
	西	● 2,000円	● 1,000円	
1/3	東	● 1,330円		
	中	—		
	西	● 1,330円	● 660円	

改正

照度 範囲		100 750lx	1/2 約375lx
全面		● 4,000円	● 2,000円
2/3	東中	—	
	東西	—	
	中西	—	
1/2	東	● 2,000円	● 1,000円
	西	● 2,000円	● 1,000円
1/3	東	● 1,330円	● 660円
	中	—	
	西	● 1,330円	● 660円

※範囲 3 分の 1 で照度 2 分の 1 について、“西”を残しているのは、時計と壁面の存在を考慮したためである。

(2) 冷暖房使用料について

- ① 正体育館について、対応する設備機器は 1 台のみであり、そこで得られる冷風や温風などを、ダクトを通じて正体育館全体に送るものであり、利用面積に応じて対応できるものではないため、電灯使用料のように使用料をわけるとは、同一内容を利用面積によって違う料金とするものであり不適切である。
- ② そのような考えから修正案では、改正案における使用面積が 3 分の 1 以下の使用料金で冷暖房設備を利用可能と鈴鹿市が判断していると考え、その考えの上で正体育館については 3,300 円、副体育館については 1,320 円とする。